

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷七十第

行發日一月十年二十正大

論叢

獨身概論……………法學博士 財部 靜治

モン・ソンの社會改造哲學及び連帶思想……………文學博士 米田庄太郎

植民地の經濟政策に就きて……………法學博士 山本美越乃

海運に於ける競争と獨占との分界……………法學士 小島昌太郎

時論

震災經濟觀……………法學博士 河田 嗣郎

時局緊急の經濟關係諸勅令……………法學博士 神戸 正雄

說苑

安政の震災と救濟策……………法學士 本庄榮治郎

勞働生産力と勞賃……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

原始的土地所有權の一例……………法學博士 河上 肇

兌換券と物價指數との關係……………經濟學士 蜷川 虎三

戰後獨逸の大學生數……………經濟學士 岡崎 文規

説苑

安政の震災と救済策

本庄 榮治 郎

一、緒言

今次の關東方面の大地震が、一朝にして近代的大都市たる東京・横濱を屠り、有形無形に空前の大損害を興へたことは、今更いふ迄もない所であるが、それにつけても世人の中には、安政の江戸の地震を回想して、當時の模様なり、或は應急の所置などを知らむとする人もあるやうであつて、現に此種の質問に會つたことも屢々ある。

一口に安政の地震といふが、安政年間には十數回の地震があり、その中大地震と目すべきものは、江戸のみならず、其他の地方でも起つて居るし、また江戸だけについて考へて見ても、地震は數回同地を襲つてゐる。故に所謂安政の地震なるものは、何時何處で起つたものを指すか、といふことを定めておかなければならぬ。安政元年の六月十五日には山城・大和・河内・和泉・攝津・

伊賀・伊勢・丹波・近江・越前・紀伊・尾張の諸國に強震があり、就中伊賀・伊勢・大和は夥しく災害を被つた。同年十一月四日には畿内及び東海東山兩道に地震があり、翌五日には南海・西海・山陽・山陰四道にも地震があり、この二大震に海嘯が起り、瀕海の諸國は甚しき被害を被つたといふことである。その翌年の安政二年の十月二日には江戸に大地震が起り、續いて火事となり、未曾有の災害を受け、三年十月七日にも江戸では、棚のものが落ち、壁が潰るゝ位の強震があつた。其後も各地で大小種々の地震のあつたことはいふ迄もない。我々は今次の地震と連想して、所謂安政の地震なるものを考へてゐるのであるから、それが江戸の地震であり、又災害の最も甚しかつたものを引き合ひに出してゐるのであつて、前記の安政二年十月二日の江戸の大震を指すものであることを茲に明かにしておく。

當時の江戸と現今の東京とは、都市として非常なる相違があり、政治經濟關係の上から見ても江戸時代の状態と現今のそれとの間には、霄壤も啻ならざる差がある。従つて災害の性質、程度影響等は到底比較すべからざるものであり、應急策として採つた方法の如きも、両者の間には非常なる差異がある。故に今、両者を卒然比較することは、失當の譏りを免れぬ。茲にはたゞ所謂安政の震災なるものが、如何なる程度のものであつたか、また、當時幕府の採りし政策には如何なる種類方法のものがあつたか、といふことだけを述べて見たいと思ふ。

二、震 災

『安政二年乙卯十月二日晝のほどは天曇り雨の氣を含めり。夜に入りて少しく晴る。戌の半刻過ぎ(今の午後十時頃) (中略) なみぶり (地震) と覺しく天地おのづから聲あり (中略) ぐわらくひしくと千よろづの雷鳴りわたるやうなるに、人々のおめき叫ぶ聲、をちこちに聞ゆ。をりしも二階に積たる書櫃、又居間の架たなより雜具ども顔れおち、壁又障子などは浪のうつやうに見え、天井鴨居動きひしめき、女どもはたゞに消えいるばかりなりしかど、ほどなく揺りやみしかば、をちこちに人聲さうぞき聞ゆ (中略) さるをりから、火のおこりしを知らず半鐘のおと、そこゝに聞ゆ。屋の上によち登りて見れば、東は本所、巽は深川、西は丸の内、乾は小川町、南は京橋の邊り、北は下谷、良は千住吉原淺草すべて火の口二十ばかり見ゆ。』¹⁾かくて地震から火事となり、翌日午之刻に至つて全く鎮火したが『其後のゆり返し有ゆゑ、又もや大地震あらんかと、人々恐れ、大道へ荷物等を積て圍ひとなし、爰に寝る事、斯て七八日頃に至り、地震漸々薄らくに隨ひ、追々野陣するもの少く、且十四日終日雨降るに依て野宿止みたり。その假住居せし中にも、御城下御堀端、御見附の内外廣場、外神田廣小路、上野廣小路、淺草廣小路、忍が岡新土手、淺草寺地内花やしき、本郷六丁目加州様御門前、九段坂上、護持院原等群集夥し。』²⁾

1) 破窓記(大日本地震史料下卷 550 頁。吹塵錄にも收む)

2) 江戸大地震未代癩之種(大日本地震史料下卷 533 頁)

以上の記事で大體安政の地震の模様は知り得るが、第一回の震動後、夜明けまでに大小月を二十餘度の震動があり、餘震は月末までに幾十回となく起つたものであつた。この地震にも勿論處によつて強弱がある。本所・深川・鐵砲洲・築地・淺草邊は強く、本芝・田町・高輪・品川の方は次第に軽く、大城より西は番町・麴町・四谷邊が軽く、日本橋邊・神田邊・兩國邊は強弱の中程であつて大に甲乙があり、富澤町・村松町邊最も強く家屋は總て傾き壞されたといふことである。被害は町奉行所への届出によれば、變死人通計二千八百九十五人(男、千六百十六人、女、二千二百七十九人)、潰家一萬四千三百四十六軒、千七百廿四棟、潰土倉千四百四ヶ所(焼失したる家、土藏は除く)、焼失區域は幅二町として二里十九町、重怪我人千九百人餘といふことである。二度目に町會所で調査して書き上げた處では變死人合計四千二百九十三人、怪我人二千七百五十九人となつて居る。が、これ等は町奉行支配である市中町方のみにしてであるから、變死人なども、武家方・社家・寺院等を合すれば、一萬人以上一萬五千人以下であらうと説かれてゐる。かの有名な水戸の儒者藤田東湖はこの災に遇つて死んだ一人である。⁷⁾

(註) 死傷者の數については諸書に異同があつて、何れを眞なりと斷定し難い。例へば大日本地震史料下巻所掲の「なるの後見紳」には、横死人合計四千六百二十六人といふ調査表が載つて居り、「嘉永明治年間録」には「壓死凡十萬人に越ゆべし、公儀へ訴たる計二萬五千卅九人と云ふ」とあるが、「地震年代記」には「死亡十三萬二千四百人餘、負傷十萬千餘人、治療を受くるもの三萬千二百餘人」といひ、「安政雜記」には諸寺院本山にて各宗別に取調べたる死亡人總計二十一萬九千九百餘人と

8) 嘉永明治年間録卷四 12 丁(日本地震史料下巻九頁以下)
 9) 嘉永明治年間録卷四 12 丁(日本地震史料下巻九頁以下)
 7) 水戸藩史料上編(地震之部) 694 頁
 8,9) 水戸藩史料上編(地震之部) 151 頁

し「時雨廻袖」¹⁰⁾には二十九萬九千餘人としてあるが、「破窓記」には、これについて「今度の變死人數屆三萬人餘、或は五萬人餘とも聞え、至て甚しきは二十二萬餘人などいづれも物に記し聞ゆれど、皆浮説にて取へからず、されどかかる事も後世に及べば、却て浮説の莫大なるかたを事實とする例少からず、既に予がこゝに一萬にあまるべきよしを書付しは誠に動くまじき數也。そは市中總計三千八百九十五人に、武家寺社を三倍に加へても一萬二千人ばかり也。其中市中の死人の洩たるも多ければ、これかれ融通して其數全く凡一萬五千人にはたらざるべし。こは浮世の意を解ん爲に記すのみ」と論じてゐる。此邊の數字が或は正しいものではなからうか。但、相銀鶏は「此説至極穩にして盡したりといへども、こは地震後漸四五日の間の考を見えたり、町御奉行所へ最初御届に成しは一萬三十三人の事、是十月五日の御届の出、其後同月九日の書上には五萬二十一人とのことにて、又同月十五日の調べには七萬五千六十人といふこと也。(中略)其後十月末より十一月申旬頃の御調を聞に最々¹¹⁾夥敷事にて次第に數増、三十六萬にも至るべしとの事なり」¹²⁾云々と述べて居るが、俄に信じ難い。

江戸の大地震は慶安以來、これで三度目といふことである。慶安二年六月九日に大地震があり、それから五十四年を経て、元祿十六年には、十一月二十二日から二十三日にかけて地震があり、『大地割裂け泥水涌出で、川々の水逆卷、橋桁ゆるみ崩れて渡るべき路を失ひ、諸家の門塀倒れて道路塞ぐ。人馬又多く死す。同月二十九日大火起りて又人多く死す』といふ有様であつた。其後百十年後の文化九年にも可なり強き地震があつたけれども、安政の地震の甚しきには及ばなかつたといふことである。この安政二年は元祿十六年から百五十三年を隔ててゐる。(安政二年は今より六十九年前)

(註)安政の地震のことを記せしものは、茲に引用せるもの外に「安政見聞録」「安政見聞誌」などがある。地震に關する種々の巷説、災厄等の狀況は「武江地動の記」や「時雨廻袖」(正、後、續二篇あり)などにも詳しい。前者には火災の圖なども出て居る。然し本論にはこれ等災害のことは略説したに過ぎぬ。蓋、私の述べんとする中心點は、寧ろ災害に對する諸政策に在るか

10) 頁卷下戸 558 頁卷下戸 137 頁
 11) 書地編 卷四
 12) 十史編 卷四
 13) 七卷後 卷四
 江戸大時 嘉

らである。

三、救 恤

安政震災の状況は大體以上に述べし所の如くであるが、この際幕府の採りし應急策については、大凡次の如きものがある。

(一) 武家に對する救濟策。罹災の諸侯に對しては、隨意に賜暇歸藩することを許し、²⁾ 其他適當に休暇を與へ、或は金員を貸與し、時服を與へ、且つ從來の拜借金³⁾の返濟を當分延期することを認め、同年暮に上納すべき筈の分を延期した。次に萬石以下の罹災者へ金員の恩借を許し、御家人末々輕きもの共へは、若干の金員を與へた。³⁾

(二) 市民に對する救濟策。(イ) 地震火災のために焼け出された者に對しては、先づ何よりも食糧を與へて、彼等をして飢より免れしめねばならぬ。そこで町會所では上野大門町・牛込神樂坂穴八幡御旅町・芝明神宮境内・深川永代寺等に焚出し所を設けて握飯を施與した。これは三日から十九日まで、市中町々端々迄窮民共へ家内人數に應じ、握飯一つ宛を與へたものであるが、更に御救小屋^(後述)に收容したものにも、一人三合の割で握飯を與へ、町會所では、また市中窮民の御救米として男十五歳より六十歳までは白米五升、六十歳以上、十五歳以下、并に女には三升づゝの施米

1) 東京市史稿、救濟篇第四 457-502 頁。古事類苑、政治部四 917 頁以下參照
2) 水戸藩史料上編乾、697 頁には之に關する得失の論あり
3) 幕府汰沙書 (大日本地震史料下卷 527 頁以下。東京市史稿 457-468 頁)

をして居る(十一月十五日より廿四日に至る)⁽⁴⁾ 此種の施行は、勿論武士も町人も其分に應じて、金品を醸出した所のものであつて、その記録は今に傳はつてゐるが、一々詳述するの必要もあるまいと思ふ⁽⁵⁾。

(一)幕府は更に御救小屋を幸橋御門外御普請方様火除明地・淺草東仲町廣小路・武州葛飾郡海邊新田百姓松五郎所持地面(深川)・上野山下火除明地・深川永代寺境内の五ヶ所に建て、五日より無宿の窮民を收容し、前述の如く一人三合の割で食料を與へたものであるが、小屋入の者へ施として金錢或は蔬菜の類を諸方から送るものが多かつた。收容人員は十月二十八日迄の計算では五ヶ所總計二千六百九十六人である。十二月六日から追々元住居の町へ退かしめ、上野と深川二ヶ所を殘し外二箇所はすべて引拂ひ、其後海邊新田もやめて、永代寺のみに成り、翌年正月廿六日には全部廢止するに至つた⁽⁶⁾。

(ハ)更に本所附御用屋敷十九ヶ所の内十三ヶ所は、九月二日の地震火災で震潰又は燒失したので燒失の分は三ヶ月、皆潰の分は二ヶ月、半潰の分は一ヶ月、その地代を免除することゝした。これは従前から出火出水の際には、地代一ヶ月を免除した例はあつたが、今回は空前の災害でもあつたので、右の處置に及んだものである⁽⁷⁾。

(ニ)地震によつて米穀を詰めてあつた土藏が破潰したため、市中春米屋並に市民は飯米を得るに非常なる困難を感じる虞れがあるので、米問屋などに命じて適當の處置を講せしめ、また春米

4) 江戸の動亂の記(江戸叢書卷九、30、31頁)
5) 武州の動亂の記(江戸叢書卷十、85頁以下)古事類苑、政治部四 923 頁等参照
6) 武州の動亂の記(前掲、20頁)
7) 東京市史稿(前掲、48頁以下)

屋などの家宅が大破して、家業を警むことの出来ぬものもあつたが、これ等は成るべく早く營業を開始して、飯米の供給に差支えざるやうに督勵した。⁸⁾

(ホ)地震のために物價や賃銀は自ら騰貴した。例へば「職人どもは、金一分又は二分受取り、あきもの(禽鳥)は、蓬、蕤、繩、草鞋に至るまで、よのつねの價一が二分を増し、金壹兩に付六貫六百錢なりしも、忽ち六貫五百錢になる。』⁹⁾といふ有様で、物價の取締は極めて必要である。幕府は乃ち左の如き暴利取締令を發布した。¹⁰⁾

『此度地震出火に付、材木板類其外諸色等何品に不レ寄高直之趣、諸職人人足等に至迄、手間賃等、格別引上げ候哉に相聞候此節之儀故、諸色等拂底には可有之候へ共、無レ謂格別高直に賣買致し候段不届之事に候。此段早々町中へ可被申渡候。若此後左様之儀有之候は、少も無用捨、早々召捕嚴重に可申付候事』(十一日)

『此度江戸表地震出火に付、材木其外之諸色、商人共より在方の注文申遣候は、元直段成丈下直に賣出、運賃等決して引上げ申聞敷候。若無レ謂高直に致し候者於有之は、可爲曲事者也』(十四日)

従來火災其他の場合に、材木石類其他諸色を騰貴せしめ、又は買入等の行爲が屢々行はれたので、此際爲替御用達共に出金せしめ、御用材木石類等を買上げて、廉價に拂渡すといふ方法も考へられたやうであるが、これは實行不可能として採用せられず、奸商取締の方法をとることとなり、¹¹⁾ 暴利の取締を令するに至つたものであるが、十六・十七兩日に市中の材木屋・荒物屋・職人其外家造普請等に携れる者で、町奉行所へ召捕はれたものが多く、錢相場も、幕府より両替共に高

9) 以下 第三十四册 30頁)
真藤 前掲 499頁、495頁)
49) 吹橋 同
上 吹橋 同
同 吹橋 同
10) 同
11) 同

くすべからざる旨の戒告を與へたので、もとの相場に歸するに至つたといふことである。¹²⁾

大阪に於ても十月八日次の如き物價取締令を發布してゐる。¹³⁾

『去る二日、江戸表地震後大火の由相聞候に付ては當地商人共儀、兼て江戸積仕來候旨々は勿論の儀、其餘諸品々も、右に事寄直段引上げ候儀杯、決て致間敷候、自然利慾に拘り不直の及仕方候者有之趣相聞候はゞ、早速召捕嚴重可令沙汰條、一統其旨を存。彌以正路の取計可致候』

(へ) 災害地の復舊については、あまり多く傳へらるゝ處なきも、十月四日の觸には¹⁴⁾

『此度地震に付、御城内御破損所も數ヶ所所有之候處、世上一般材木其外差支も可有之旨被恩召候に付、取締場所之外、其儘被差置候旨被仰出候間、銘々屋敷も其心得を以て、全く入用之ヶ所而已格別手輕に普請致し候様可被心得候』

とある。復舊事業については、必要な場所から各自がなし得る手段を講じて、追々手をつけて行つたに過ぎぬものであらう。

(ト) 震災後市民にして生計の途を失ひ、飢渴に及べるものも少くないが、救恤策にも限りあることであるから、窮民をして焼土を一定の箇所まで持運ばしめ、一荷に付若干の賃錢を與ふることとするならば、何れも生業の途を得て飢渴を免るゝであらうとの趣意から、窮民勞役の計畫が立てられたが、『右賃錢公儀御出方可相成筋に無之、銘々差出可申儀』であり、既に『御救筋の儀は相立有之、其上追々市中普請等取掛候得ば、潤助にも相成可申』との理由で、この計畫は遂に實行されなかつた。¹⁵⁾ このやり方から考へても、幕府の震災に對する救恤や、一般復舊事業に對する方針

12) 頁) 357
13) 第二卷 494 頁
14) 同上 487 頁
15) 同上 483 頁

前掲(吹塵録) 31 頁
記(前川時代商業叢書) 494 頁
密(德島府沙汰書) 483 頁
堂(東京市史稿) 487 頁

は、多少窺ひ得らるゝが如き心地がする。

未曾有の大地震と稱せられた安政の震災について幕府の採りし政策や態度は上述の如くであつて、要するにそれ等のものは窮民救恤策たるに過ぎぬものであつた。かくて一朝にして破壊された大都市が如何にして復舊され、災害によつて生じた經濟組織が如何にして整理し鹽梅されたかは全く不明である。恐らくは、かくの如き經濟政策の如きものは遂行されなかつたものではなからう乎。

勿論江戸時代は國家統一の成りし時代であり、前時代の如き純然たる地方經濟の時代ではなくして國民經濟的色彩が漸次加はるに至つた時代ではあるが、而も尙各藩は或る程度まで獨立して各地方に經濟上の中心があり、全國が經濟的に密接なる連絡を有せし程のものではなかつた如くである。即ち國民經濟に進みつゝあつたことは認めるが、尙地方經濟的色彩も強かつたことは否み難き所である。

右は、我國一般の狀況を概觀したものであるが、更に江戸を中心として考ふれば、此感念は一層深きものがある。江戸と大阪とは共に當時我國の最大都市であるが、江戸はごちらかといへば政治上の中心であつて、經濟上の中心としては、寧ろ町人の都である大阪の方が、全國的に連絡

を有せしものであつた。故に經濟關係からいへば、若し大阪で大地震があつたとすれば、それは各藩の經濟にも可なり大なる影響を及ぼしたであらうが、江戸となればそれ程の影響を生せなかつたものに相違ない。

次に江戸と大阪との經濟上の關係については如何といふに、菱垣廻船や樽廻船によつて、兩地は經濟的に連絡せられておつたことは勿論である。然らば江戸の震災は果してそれだけの影響を大阪に與へたであらうか。この點については史料は極めて乏しく、判斷に苦しむ次第であるが、大阪では前述の如く十月八日に物價取締令を出して居る。然しこの戒告は、これより以前にも、江戸に火災のあつた際、屢々出された所のもとは全く同一であつて、（弘化三年一月廿二日及び嘉永三年二月十一日の達參照） 安政震災の場合に特に意義を有せしものは考へられない。また「大阪市史」には江戸の地震は大阪に影響なかりし旨の記載がある位であつて、¹⁷⁾ この震災のために從來と異つて特に重大なる影響を蒙つたものとは考へられない。即ち經濟關係が互に連絡しておつたとはいふのも、特にとり立てゝいふ程の非常な影響を蒙つたものではなかつたのであつて、これは當時一般の經濟關係から見ても、又は江戸と大阪との地位・關係から見ても、大體見當の付く事柄である。事情かくの如くなるが故に、江戸の地震は矢張り江戸の地震であつて、全國的に若くは他の重要都市に大なる影響を及ぼすべき性質のものではなかつたのである。幕府の政策に重大なる意義を有する經濟上の問題

16) 大阪市史卷四下 1787, 1894, 2143頁

17) 大阪市史索引 325頁、市史卷二 756頁

か含まれて居なかつたことは、寧ろ當然ではなからう乎。

四、餘 録

江戸では何かの事件があれば、それに關聯して必ず滑稽又は諷刺の狂句・俗語或は諷刺畫が流行したものである。安政の地震にも市民は空前の災厄を蒙つたにもかゝはらず、地震が稍々鎮靜すると、之に關する狂句やら俗語やら諷刺畫などが流行したことは夥しいもので諷刺畫のみでも二百種以上に及んでゐるそうである。¹⁾「江戸物語」には「地震除」と「地震のすちやらか」と題するものが挿入してある。

それ等の諷刺畫や俗語などの種は『鹿島明神が出雲へ行かれた留守を見込んで、要石にて押へてあつた鯨が暴れ出し地震を起した。そこで伊勢の大神宮が白馬に乗つて救助に馳付けられ、白馬の毛を抜き蒔き散らされた。此毛が體に觸れたものは皆命が助つた。其證據には必ず袖の袂に白毛が一本入居たと云ひ觸らした。又此變災で有福な市民は家財を失ひたる上、更に新築の爲に大金を費さなければならぬ災難であつたが、大工職人、材木商などは、皆此地震の爲に商賣が繁昌して餘は却て福の神であつた。』²⁾此等が即ち種子となつて多數の諷刺畫となつたものである。

狂句の中には江戸名所を詠み込んだものや、三十六歌仙の歌に捩つたものもあり、いろは譬の

1) 江戸物語 21 丁、武江年表(江戸叢書卷十二 295 頁參照)
2) 江戸物語 21 丁

やうに、いろは四十八文字を各句に冠せたものもあり、種々工夫を凝らしたものである。今その二三を引るておく。³⁾

天智天皇。 明店のないので みんな それぐに もよりぐで 小屋にいりつゝ。

持統天皇。 はるすきも寢卷のまゝで逃出し きがひがのふて事をかく山。

地震の五重塔どかけて。 ながちりの客人とくく 心は かへりそうでかへらぬ。

い。 命より外に實はなきものぞ こがねの花は 散ればまた咲。

ほ。 程經ても 地震のこわさ忘れずば 柱みちかく 家根かるくせよ。

よ。 欲を捨 拾ふ命にこりたらば 家財ふやすな たることをしれ。

き。 木や竹の直上げに付て諸職人 地震の跡を また ゆすることは。

—(完)—

3) 側面觀幕末史 116 頁以下參照